

## 八王子市中心市街地空き店舗マッチング支援ネットワーク事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、中心市街地の空き店舗に出店を希望し、貸店舗についての情報を求めている者（以下「出店希望者」という。）と、貸店舗情報をもつ宅地建物取引業者をマッチングすることにより、意欲ある新規出店希望者を支援するとともに、空き店舗を解消し中心市街地の活性化を図る「空き店舗マッチング支援ネットワーク事業」の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

#### (1) 中心市街地

八王子市中心市街地活性化基本計画において中心市街地と定めた範囲で、別図に定める区域をいう。

#### (2) 店舗併用住宅

店舗と住宅の機能を併せ持つ建物

#### (3) 空き店舗

店舗として賃貸できる中心市街地にある建物で、1か月以上利用されていないものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア ショッピングセンター、大型商業施設内のテナント型のもの

イ 店舗面積が500平方メートルを超えるもの

ウ 店舗併用住宅等で、店舗部分と住宅部分が明確に分離できないもの（店舗営業を開始するまでに、工事により店舗部分と住宅部分を分離することができるものを除く。）

### (マッチング支援ネット参加事業者の要件)

第3条 本事業において、市及び宅地建物取引業者によって構築するネットワーク（以下「マッチング支援ネット」という。）への参加要件は次に掲げるとおりとする。

(1) 中心市街地の空き店舗物件を取り扱っていること。

(2) 電子メールによる情報交換に対応できること。

### (マッチング支援ネットへの参加申し込み等)

第4条 マッチング支援ネットへの参加を希望する宅地建物取引業者は、マッチング支援ネット参加申込書（第1号様式）に、宅地建物取引業者免許証の写しを添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、マッチング支援ネット参加承認通知書（第2号様式）を申込者に交付するものとする。

（マッチング支援ネット参加申込書記載事項の変更）

第5条 前条第2項の規定による参加の承認を受けた事業者（以下「参加事業者」という。）は、前条第1項の申込書の記載事項に変更が生じた場合は、マッチング支援ネット参加申込書記載事項変更届出書（第3号様式）を、市長に提出するものとする。

（マッチング支援ネットからの脱退）

第6条 参加事業者は、マッチング支援ネットから脱退するときは、マッチング支援ネット脱退届（第4号様式）を、市長に提出するものとする。

（参加承認の取り消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第2項による参加承認を取り消すとともに、マッチング支援ネット参加承認取消通知書（第5号様式）を参加事業者に通知するものとする。

- （1）参加事業者から前条に掲げる脱退届が提出されたとき。
- （2）第3条各号に掲げる参加要件を満たさなくなったとき。
- （3）その他参加事業者として適当でない事由が生じたとき。

（空き店舗情報の提供申請）

第8条 マッチング支援ネットにより空き店舗情報の提供を受けようとする出店希望者は、空き店舗情報提供申請書（第6号様式）を、市長に提出するものとする。

（空き店舗情報の提供依頼）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、空き店舗情報提供依頼書（第7号様式）を、参加事業者に送付するものとする。

（市への空き店舗情報の提供）

第10条 前条の規定による依頼に対して、該当する物件（以下「当該物件」という。）の情報を持つ参加事業者は、市長に対して、空き店舗情報提供書（第8号様式）により情報を提供するものとする。

なお、情報提供できる物件は、当該物件の貸主から、直接当該物件の賃貸の仲介を依頼されているものに限る。ただし、参加事業者自身が当該物件の貸主である場合は、

この限りでない。

- 2 市長は、情報提供する参加事業者に対して、当該物件の専任媒介契約書、一般媒介契約書又は媒介契約書に類する書類の写しの提供を求めることができる。

(出店希望者への空き店舗情報の提供)

第 11 条 市長は、第 8 条に規定する空き店舗情報の提供申請から概ね 2 週間以内に、前条の規定により提供を受けた空き店舗情報について、その概要を、空き店舗概要通知書（第 9 号様式）により、出店希望者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に掲げる期間内に空き店舗情報が得られない場合には、空き店舗物件不存在通知書（第 10 号様式）により、出店希望者に通知するものとする。

(出店希望者と参加事業者の交渉等)

第 12 条 出店希望者は、市から提供された空き店舗概要通知書に基づき参加事業者と交渉する場合は、直接、通知書に記載されている参加事業者に連絡するものとする。

- 2 前項の連絡以降の出店希望者と参加事業者との具体的な調整、交渉、賃貸借契約等について、市は一切関与しない。

(連絡状況の報告)

第 13 条 出店希望者は、第 11 条第 1 項の空き店舗概要通知書を受領してから 2 週間以内に、参加事業者への連絡状況について、連絡状況報告書（第 11 号様式）により、市長に報告するものとする。

(成約の報告)

第 14 条 出店希望者は、マッチング支援ネットにより提供を受けた物件について、賃貸借に関する契約を締結したときは、空き店舗物件成約報告書（第 12 号様式）により、市長に報告するものとする。

(電子メールによる情報交換等)

第 15 条 マッチング支援ネットによる情報交換等は、電子メールにより行うことができるものとする。

(守秘義務)

第 16 条 市、参加事業者及び出店希望者は、マッチング支援ネットの運用において知り得た情報を、情報提供者の許可なくマッチング支援ネットの目的とするマッチング以外の趣旨で使用してはならない。

(市の責任)

第 17 条 本事業による情報提供は、出店希望者と空き店舗情報を持つ宅地建物取引業者とのマッチングを目的とするものであり、情報提供後に当事者間で行われる具体的な調整及び取り交わされる不動産契約については、市は一切の責任を負わない。

2 本事業により提供する情報の内容については、市は一切の責任を負わない。

附 則

この要領は令和 3 年（2021 年）7 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から施行する。

別図（第 2 条関係）



(注) 甲州街道北側 100mに位置する道路（東側の高校敷地等を除く。）、かえて通り、子安公園通り、国道 16 号及び八幡町境で囲まれた区域、特に甲州街道とは、国道 20 号の「明神町」交差点から、「本郷横丁東」の交差点までの区間を指すものとする。